

意見の概要と意見に対する考え方

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の改定

基準全体

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	「みだりに」、「・・努める」などの曖昧な表現をはっきりとした表現とすべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	1
	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を「家庭動物等の飼養及び生命保全に関する基準」にすべきである。	本基準の名称は、動物愛護管理法により「動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定める」旨の規定を踏まえたものであることから、現在の表現が妥当であると考えています。	1
	第10普及啓発として「本基準が社会に広く知られ、飼養者及び所有者、又はそれらになりうる者に認識されるよう、行政、各関係者が普及に努めるものとし、それによって、ますます本基準を意義あるものとする」を追加すべきである。	基準に関する普及啓発を推進していく考えです。	1

注1：意見に対する考え方欄の動物愛護管理法の条項は改正後の条項による

注2：意見に対する考え方欄の当該基準の項目は訂正後の項目による

第1 一般原則

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第1	一般原則に「家庭動物等を所有又は占有する場合は、事前に動物の生態、習性及び生理と都道府県知事に寄せられるペットに関連のトラブル事例等の講習を受け受講証明書を取得しなければならない。都道府県知事は動物飼育マナー講習会を定期的に開催しなければならない。家庭動物の所有者が動物の引取りを求めた場合は、今後、家庭動物の所有又は占有を認めない。」のことを義務付けるべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。	2
第1	「家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情を持って家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること」を「家庭動物等を愛情を持って取り扱い、適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、家庭動物等を継続的愛情を持って終生飼養するように努めること」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第1	「家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）を「家庭動物等の所有者又は占有者（家庭動物等に常時給餌給水する者は占有者と位置付ける）（以下「所有者等」という）」に修正すべきである。	同上	1
第1	「家庭動物等を終生飼養するように努めること」を「家庭動物等を終生飼養しなければならない」等に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	3
第2	「責任をもって飼養及び保管に努めること」を「責任をもって飼養及び保管をしなければならない」に修正すべきである。	同上	1
第3	「支障が生じないように努めること」を「支障が生じないようにすること」に修正すべきである。	同上	1
第3	「自然生態系に移入された場合には」を「自然生態系に侵入した場合には」に修正すべきである。	人為的に移動されるものであることから、「移入」という表現が妥当であると考えています。	1

第2 定義

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第2の(2)	家庭動物等の等を削除し、「(2)家庭動物 愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭で飼養及び保管されている動物 (3)学校飼育動物等 情操の涵養、生態の観察、ふれあい、適正な飼養管理の方法の習得等のために学校等の教育施設並びに福祉施設で飼養及び保管されている動物」等に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	89
第2の(2)	「愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で・・」を「愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭、学校、福祉施設、地域等で・・」等に修正すべきである。	同上	2
第2の(2)	「愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう」を「愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに学校等で情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう」に修正すべきである。	同上	3

第3 飼養及び保管に当たっての配慮

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第3の2	一般人等が野生動物を飼養することを禁止すべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。	1
第3の2	「特に家畜化された動物でない野生動物等については、・・・」の記述に「野生に戻す努力をする場合を除き、終生飼養の責務を持つこと。又、譲渡する場合は、終生飼養の同意を図ること」の記述を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、既に第1の1に盛り込まれていると考えています。	1

第4 共通基準

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第4	11として、「所有者は飼育環境・暴力などにより家庭動物の虐待及び遺棄を行ってはならない。また、飼育困難な状況に陥った場合も、譲渡仲介団体等を介して新たな所有者を捜す義務がある。」との記述を追加すべきである。	愛護動物を遺棄・虐待することは、動物愛護管理法で禁止されています。また、やむを得ず継続して飼養できなくなった場合の対応については、第4の7及び第5の4に規定されていると考えています。	1
第4	11として、「離乳期を終えて当該動物種と同じ種類の餌を自力で食べることができるようになった個体を購入又は譲り受けるよう努めること（哺乳類に限る）。幼齢の犬、ねこ等の社会化期を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親子又は同胎動物と共に飼養するか、又は当該期間が終了した個体を購入または譲り受けるよう努めること。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、既に第4の8及び第5の5に盛り込まれていると考えています。	1
第4の1（旧）	所有者明示の記述を削除せず、所有者明示措置の推進を図るべきである。	ご指摘の点については、法改正により「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置要領」を定めることとされたことから、転記することとしています。	6
第4の1	「家庭動物の訓練及びしつけ等は、・・・みだりに殴打し、酷使する等の虐待を招きかねない過酷なものとならないようにすること。」の記述を「家庭動物の訓練及びしつけ等は、・・・過酷なもの、或いは、みだりに殴打し、酷使するなどの虐待を招かないようにすること。」に修文すべきである。	動物愛護管理法で禁止されている虐待行為は、限定的に取り扱われているものであることから、原案どおりの表現が適当であるとと考えています。	1
第4の1	「家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水を給与すること。」の記述を「家庭動物等の種類、発育状況、生態、習性及び生理的必要性に応じた飼料及び水を給与すること。」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	88
第4の1	「その健全な成長及び本来の習性の発現を図るよう努めること」を「その健全な成長及び本来の習性の発現を図らねばならない」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	1
第4の1	「施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保」の記述に騒音等の考慮を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第4の1	「原則として獣医師により速やかに適切な措置が講ぜられるようにすること」を「速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診断を受けさせること」に修文すべきである。	同上	2
第4の1	「傷病のみだりな放置は、動物の虐待を招きかねないことについて」を「傷病のみだりな放置は、動物の虐待であること」等に修文すべきである。	動物愛護管理法で禁止されている虐待行為は、限定的に取り扱われているものであることから、原案どおりの表現が適当であるとと考えています。	10
第4の1	「傷病のみだりな放置」の「みだりな」を削除すべきである。	同上	1
第4の1	「傷病のみだりな放置は、動物の虐待を招きかねないことについて十分認識すること」を削除すべきである。	傷病のみだりな放置は、虐待を招きかねないことについて認識してもらうことは必要であるとと考えています。	1
第4の1	「訓練及びしつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮し適切な方法で」を「訓練及びしつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮し専門知識を有するものに指導を受けながら適切な方法で」に修文すべきである。	必ずしも専門家による指導の必要がない場合もあることから、ご指摘のとおり修文する必要はないと考えています。	1
第4の1	「みだりに殴打し、酷使する等の虐待を招きかねない過酷なものとならないようにすること」を「みだりに殴打し、酷使する等の虐待を招かないよう十分に配慮すること」等に修文すべきである。	動物愛護管理法で禁止されている虐待行為は、限定的に取り扱われているものであることから、原案どおりの表現が適当であるとと考えています。	5
第4の1	「家庭動物の訓練及びしつけ等は・・・」を「家庭動物が社会に迷惑を及ぼさないための訓練及びしつけ等は・・・」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第4の1	「みだりに殴打し、酷使する等の虐待を招きかねない過酷なものとならないようにすること」を「みだりに殴打し、酷使する等の虐待をしないようにすること」に修文すべきである。	動物愛護管理法で禁止されている虐待行為は、限定的に取り扱われているものであることから、原案どおりの表現が適当であるとと考えています。	2

第4の1	「適切な衛生状態の維持に配慮すること」を「適切な衛生状態を維持すること」等に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	3
第4の1	「適切な日照、通風等の確保を図り」を「適切な日照、通風等の十分な確保をし」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第4の1	「家庭動物の訓練しつけ等は、その種類、生態、習性、及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに殴打し、酷使する等の虐待を招きかねない過酷なものとならないようにすること。」を「家庭動物の訓練及びしつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに殴打する、大声で叱る、餌を与えない、酷使する等の虐待を招きかねないものとする。」に修正すべきである。	同上	1
第4の1	「また、傷病のみだりな放置は、動物の虐待を招きかねないことについて十分認識すること。家庭動物の訓練及びしつけ等は、みだりに殴打し、酷使する等の虐待を招きかねない過酷なものとならないようにすること。飼育環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること」を「また、傷病のみだりな放置は、動物の虐待とみなされ処罰の対象となることについて、十分認識すること。家庭動物の訓練及びしつけ等は、殴打し、酷使する等の体罰で虐待とみなされるものとならないようにすること。飼育環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に努めること」に修正すべきである。	同上	1
第4の1	「家庭動物等の種類、発育状況等に応じ適正に飼料及び水を給与すること」を「家庭動物等の種類、発育状況等に応じ適正に安全で清潔な水を給与すること」に修正すべきである。	同上	1
第4の1	「上記に反した飼養者で周囲の警告を受け入れない者は定められた所へ通報できるものとする。都道府県等は、適切な通報受け入れ先を明らかにするものとする。」を追加すべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。	1
第4の2	「所有者は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又は糞尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないよう努めること」を削除すべきである。	迷惑防止等については、動物愛護管理法第7条において所有者等の責務として規定されているものであることから、削除する必要はないと考えています。	1
第4の2	「努めること」を「すること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	1
第4の3	「家庭動物の数を、適切な飼養環境の確保」を「家庭動物の数を、災害等の緊急時を考慮し、適切な飼養環境の確保」等に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	4
第4の4	「又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等」の「適正な譲渡」及び「雌雄の分別飼育」等を削除すべきである。	雌雄の分別飼育は繁殖制限の方法として効果的であることから、原案どおりの表現が適当であると考えています。	2
第4の4	「自らの責任において可能である場合を除き」を「自らの責任において可能であることにつき、前もって適切な判断ができない場合は」等に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	2
第4の4	「なお、この場合の譲渡は対価を伴わないものであること」を追加すべきである。	対価の如何にかかわらず、適切な譲渡が可能であれば良いと考えています。	1
第4の4	「原則としてその家庭動物について」の「原則として」を削除すべきである。	繁殖力を失った高齢の動物であるなど、原則によらない場合もあると考えています。	1
第4の5	「なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること」について、休憩時間の取り方を具体的に記載すべきである。	その程度問題はさておき、ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明らかにすることとします。	4
第4の5	「輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水をする」とともに「について、給餌給水の取り方を具体的に記載すべきである。」	同上	3
第4の5	「家庭動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択する」を「家庭動物等の疲労及び苦痛を最小限にし、できる限り短い時間による輸送方法を選択する」に修正すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要性はないものであると考えています。	1
第4の6	「防止にも努めること」を「防止すること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	1
第4の6	「動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに」を「動物販売業者、保健所等の管轄の行政機関やその他の情報をもとに」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1

第4の6	「感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめる」の「適度な接触にとどめる」を削除すべきである。	感染症の予防の観点から、適度な接触にとどめることは必要であると考えています。	1
第4の6	「その飼養及び保管に当たっては、感染症の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなど」を「その感染症と判断した個体については、飼養及び保管に当たり、感染症の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなど」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第4の8	「動物の大きさ及び闘争本能」を「種類及び習性」に修正すべきである。	同上	2
第4の8	「事故の防止に努めること」を「事故の防止をすること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	1
第4の8	「所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等を飼養及び保管する場合には」を「所有者等は、人に危害を加える危険な家庭動物等を飼養及び保管する場合には」に修正すべきである。	動物愛護管理法第26条の表現にならっているものであることから、「危害を加えるおそれ」という表現が妥当であると考えています。	1
第4の8	「家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講ずること」を「家庭動物等の事故防止のため必要な措置及び人との事故防止のため必要な安全措置を講ずるとともに」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第4の8	「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物として指定された動物」を「人の生命、身体に害を加えるおそれのある動物として指定された動物」に修正すべきである。	動物愛護管理法に、「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物」と定められていることから、「財産」を削除する必要はないと考えています。	1
第4の8	「都道府県知事等は、人に危害を加える恐れが高いと認められる家庭動物等の所有者、飼養場所、飼養施設等の情報を管理し、その請求に応じて、何人にも開示しなければならない」ことを義務付けるべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。	1
第4の8	「人に危害を加えるおそれのある動物の逃走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逃走時の事故の防止」を「人に危害を加えるおそれのある動物の逃走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、文書として対策の責任者を明示し、逃走時の事故の防止」等に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	2
第4の8	「速やかに関係機関への通報」を「速やかに警察署、保健所、専門家への通報」に修正すべきである。	同上	1
第4の9	「避難に必要な準備を行うよう努めること」を「避難に必要な準備を行うこと」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	1
第4の9	「家庭動物等による事故の防止に努めるとともに」を「事故の防止をすることともに」に修正すべきである。	同上	1
第4の9	「できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること」を「その家庭動物等の適切な避難場所を確保すること」に修正すべきである。	同上	2
第4の9	「移動用の容器。非常食の準備等」を「移動用の容器（ケージ、リュックサック等）、非常食の準備等」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第4の9	「避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保」を「避難する場合には、短期間を予想しても第一次避難に際して動物を同行するとともにできるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保」に修正すべきである。	同上	1

第5 犬の飼養及び保管に関する基準

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第5	7として、「狩猟を目的として犬を飼養する者は、放たれた犬が人や家畜に危害を及ぼさないように訓練するとともに、狩猟の終了時には必ず犬を連れ戻すこと。」等を追加すべきである。	猟犬であるかにかかわらず、ご指摘の趣旨は、既に第3の7、第3の8及び第4の4に盛り込まれていると考えています。	89
第5	第5に「犬を飼養しようとする者は、動物取扱業等から譲渡される場合でも行政で行う譲渡に伴う講習会を受講する」ことを義務付けるべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。	2
第5の2	「2犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること」を削除すべきである。	迷惑防止の観点から、当該規定は必要であると考えています。	1
第5の3	「住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないようにすること。」の記述の「著しい」を削除すべきである。	環境省令第11条の表現にならったものであるため「著しい」を削除する必要はないと考えています。なお、関連して第5の2のねこに係る規定を修正することとします。	4
第5の3	「及ぼすことのないようにすること」を「およびぼすことのないように努めること」等に修正すべきである。	ご意見を踏まえ、修正します。	1

第5の4	「訓練に努めること」を「訓練すること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	1
第5の5	「大きさ及び闘争本能」を「種類及び習性」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第5の5	「犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと」を「犬を制御できる者が原則として引き綱を使用した運動により行うこと」に修正すべきである。	同上	1
第5の5	「遵守するよう努めること」を「遵守すること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	1
第5の5	「人の多い場所及び時刻を避けるよう努めること」を「人の多い場所及び時刻を避けるようにすること」に修正すべきである。	同上	2
第5の5	「人の多い場所及び時刻を避けるよう努めること」を「人の多い場所を避けるようにすること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。なお、人の多い時刻についても考慮する必要があると考えています。	1
第5の5	「犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。運動場所、時刻等に十分配慮すること。」を「犬を制御できる者が原則として立会い、リード等で係留している時であっても、犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。運動場所、交通への配慮、犬と人の安全確保に努めること」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第5の5	「犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等」を「犬の突発的な行動に対応できるよう動物の体格種類に適した引綱の種類の選択と点検及び調節等」に修正すべきである。	同上	1
第5の6	「危険な犬の飼養者は、当該犬の突発的な行動により当該犬を抑制できなくなった場合に重大な事故を起こさないよう、道路等野外で運動させる場合には、必要に応じて口輪の装着等に努めること。」を削除すべきである。	危険等の防止を図るため、当該規定は必要であると考えています。	1
第5の6	「必要に応じて口輪の装着等に努めること」を「口輪の装着に努めること」に修正すべきである。	人に危害をおよぼさない場所等での運動など必ずしも口輪等が必要でない場合もあることから「必要に応じて」を削除する必要はないと考えています。	1
第5の6	「必要に応じて口輪の装着等に努めること」を「必要に応じて口輪の装着等をする」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	1
第5の6	「必要に応じて口輪の装着等に努めること」を「口輪の装着等を義務付ける」に修正すべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、ご指摘のような強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。	1
第5の7	「新たな飼養者を見い出すことができない場合に限り、都道府県等（動物愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。」を「飼い主の義務として、必ず里親探しセンターなどに引取りを求めること。」に修正すべきである。	ご指摘の方法を最優先するかどうかはさておき、新たな飼い主探しの手法等については、必要に応じて解説書において、対応することとします。	1
第5の7	「新たな飼養者を見い出すことができない場合に限り、都道府県等（動物愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。」を「新たな飼養者を見い出すことができない場合に限り、開業獣医師に安楽死を要請すること、獣医師に拒否をされたり他のやむを得ない場合は、都道府県等（動物愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。」に修正すべきである。	同上	1
第5の7	「都道府県等（動物愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。」を「都道府県等に引取りを求めること、都道府県等は飼養者にその後の犬の行く先を十分に説明すること、殺処分になった場合は、遺骨を引取ること」等を義務付けるべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、ご指摘のような強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。	2
第5の7	「都道府県等の引取りを有料とすること」を追加すべきである。	引取りは自治事務であることから、本件の判断については各自治体に委ねられていると考えています。	1
第5の7	「適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するように努め」を「適正に終生愛情を持って飼養することのできる者を探し、当該犬に試用期間を設けたうえで、適任と判断される者に譲渡するよう最大限の努力をすること。その上でどうしても・・・」等に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	2
第5の7	「やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するように努め」を「真にやむを得ない特別な理由により犬を継続して飼養できなくなった場合には、適正に飼養できる者に当該犬を譲渡することとし」に修正すべきである。	同上	2

第5の8	「子犬の譲渡は、内・外寄生虫の駆除と初回ワクチンの接種を行い犬の社会化期が十分図られた後に行うべき」との記述を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、既に第3の1、第4の8に盛り込まれていると考えています。	2
第5の8	子犬の譲渡に当たっては、「社会化期の終了する生後8週間後に譲渡すること」との記述を追加すること。	8週齢にするかどうかはさておき、ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていこうとします。	2
第5の8	8の記述の「特別な場合を除き」を削除し、「犬の所有者は、子犬の譲渡にあたっては、8週齢以上とし、離乳前に譲渡しないようにし、その社会化や抵抗力の確保、ワクチン接種等が十分に図られた後に譲渡すること。また、譲渡を受けるものに対し、社会化に関する情報を提供する。」に修正すべきである。	同上	8
第5の8	8の記述の「特別な場合を除き」を削除すべきである。	同上	2
第5の8	8の記述の「特別な場合を除き」を削除し、具体的な月齢を明記すべきである。	同上	1
第5の8	8の記述の「特別な場合を除き」を削除し、「8週齢以前に譲渡をしないよう」等にすべきである。	同上	7
第5の8	8の記述の「特別な場合を除き」を削除し、「12週齢以前に譲渡をしないよう」にすべきである。	同上	1
第5の8	「特別な場合を除き、離乳前に譲渡しないように努める」を「母体の負傷・衰弱・死亡などの場合を除き、離乳前に譲渡しないことを原則とする」等に修正すべきである。	同上	3

第6 ねこの飼養及び保管に関する基準

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第6	第6に「ねこを飼養しようとする者は、動物取扱業等から譲渡される場合でも行政で行う譲渡に伴う講習会を受講する」等を義務付けるべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。	2
第6の1	「ねこの所有者は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないように努めること。」の記述に「地域猫として（不妊、去勢の術後）有志で飼養する場合、公園や街角における衛生管理には十分な配慮を行うこと」との記述を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていこうとします。	1
第6の1	「迷惑を及ぼすことのないよう努めること」を「迷惑を及ぼすことのないようにすること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	1
第6の2	「屋内飼養に努めるものとし、屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、」の記述を「屋内飼養に努めるものとし、やむを得ない事情により屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、」に修正すべきである。	ねこの飼養方法については、特段の問題が発生しない場合もあることから、屋内飼養を一律に適用できるものではないと考えております。	1
第6の2	「屋内飼養に努めるものとし」を「屋内飼養以外の方法により飼養すべきでない」に修正すべきである。	同上	1
第6の2	「屋外に出しているねこの飼い主には、ワクチン接種をすること」を義務付けるべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。	2
第6の2	ねこの所有者等は、・・・の記述の「迷惑防止等周辺環境の保全」「鳴き声や糞尿による迷惑防止等周辺環境の保全」の記述を削除すべきである。	屋内飼養、屋外飼養にかかわらず、ねこの所有者は、迷惑の防止等周辺環境の保全に配慮しなければならないものと考えています。	6
第6の2	ねこの所有者等は、・・・の記述の「鳴き声や糞尿による迷惑防止等周辺環境の保全」の記述を削除すべきである。	同上	4
第6の2	ねこの屋内飼養の推進に反対である。	その健康と安全等を図るうえで屋内飼養が適当である場合もあると考えています。	1
第6の3	「3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る・・・」の記述を全文削除すべきである。	行動に制約がない屋内飼養によらないねこについては、繁殖制限措置の必要性が特に大きいことから、原案どおりの表現が適当であると考えています。	1
第6の3	「原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講ずること」を「原則として、十分な知識を有する獣医師のもとで去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講ずること」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていこうとします。	1
第6の3	「また、繁殖期特有の鳴き声等により、周辺に迷惑を及ぼさないように努めることとする」を追加すべきである。	同上	1

第6の4	「新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等（動物愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。」を「飼い主の義務として、必ず里親探しセンターなどに引取りを求めること。」に修文すべきである。	ご指摘の方法を最優先するかどうかはさておき、ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていこうとします。	1
第6の4	「やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め」を「真にやむを得ない特別な理由によりねこを継続して飼養できなくなった場合には、適正に飼養できる者に当該ねこを譲渡することとし」等に修文すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていこうとします。	2
第6の4	「都道府県等（動物愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。」を「都道府県等に引取りを求めること、都道府県等は飼養者にその後のねこの行く先を十分に説明すること、殺処分になった場合は、遺骨を引取ること」を義務付けるべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、ご指摘のような強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。	2
第6の4	「適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め」を「適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するよう最大限の努力をすること。その上でどうしても・・・」と修文すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていこうとします。	1
第6の5	「社会化に関する情報を提供しよう努めること」を「社会化期に関する情報や感染症等や予防方法、適正飼養、繁殖制限手術等について情報提供するように努めること」に修文すべきである。	同上	
第6の5	5の記述の「特別な場合を除き」を削除すべきである。	母猫の死亡等の動物の健康等の確保上、譲渡が好ましい場合もあることから、削除する必要はないと考えています。	2
第6の5	「特別な場合を除き、離乳前に譲渡しないように努める」を「母体の負傷・衰弱・死亡などの場合を除き、離乳前に譲渡しないことを原則とする」等に修文すべきである。	同上	
第6の5	5の記述の「特別な場合を除き」を削除し、「8週齢以前に譲渡をしないよう」にとすべきである。	8週齢にするかどうかはさておき、ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていこうとします。	11
第6の5	5の記述の「特別な場合を除き」を削除し、「12週齢以前に譲渡をしないよう」にすべきである。	同上	1
第6の5	5の記述を「ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、社会化期及び母体からの移行抗体（免疫）の消失時期、個体の自立、環境の変化等に対する抵抗力等にかんがみ、8週齢までは、親・兄弟と共に飼養し、かつ、人にも十分なれるように飼養すること。ワクチン接種、個体識別（マイクロチップ等）の措置を講じた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、免疫（病気予防）や社会化に関する情報を提供しよう努めること。」等に修文すべきである。	同上	5

第7 学校、福祉施設等における飼養及び保管

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第7	以下の3項を追加すべきである。 1 学校は、学校飼育動物に関する飼養責任者を選任し、動物の生理、習性、生態に適した飼育方法に関する知識の習得及びその普及に努めること。 2 管理者は、飼育動物が過剰に繁殖することのないように雌雄の隔離または不妊去勢を講ずること。 3 管理者は、人と動物の共通感染症に関する知識を持ち、疾病や感染症のおそれがある場合は速やかに獣医師等に通報し適切な処置を講ずること。等	ご指摘の趣旨は、既に第3の3、第3の4、第3の6及び第6の1に盛り込まれていると考えています。 なお、各施設では、責任の所在が明らかにされていることから、とりわけ飼養責任者を置く必要はないと考えています。	103
第7	次の記述を追加すべきである。 7 学校、福祉施設は、管理に責任を持つ者として動物の生理、習性、生態、適正な飼養方法に関する知識を有した者を選任すること。 8 学校、福祉施設は、管理者に適正な飼養計画を作成させ、それに基づく飼養管理を管理者に行わせること。飼養計画の作成にあたっては、獣医師等専門家の指導を受けること。 9 管理者は、飼養施設の保守管理を行うこと。 10 管理者は、飼養動物数の管理を行うこと。 11 管理者は、飼養動物の管理を行い、疾病動物、傷病動物、感染症のおそれのある動物を発見した場合、速やかに獣医師等専門家の診察を受けさせること。	ご指摘の趣旨は、既に第3の1、第3の3及び第3の6に盛り込まれていると考えています。 なお、各施設では、責任の所在が明らかにされていることから、とりわけ飼養計画の作成等について規定する必要はないと考えています。	1
第7	第7は、家庭動物等の飼養及び保管の基準から削除し展示動物の飼養及び保管の基準に追加すべきである。	当該動物は展示動物に当たらないことから、原案どおりの記述で適切であると考えています。	1

第7	7として、「教師は、学校飼育の動物について「命ある生き物」として教育的立場から指導することが大切である。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第7	学校でのウサギの飼育は段階を踏んで休止してほしい。	動物の健康及び安全の観点から必ずしも休止する必要はないと考えています。	1
第7の1	「管理者及び飼育者自身が、正しい知識を得るための講習会を受講すること」を義務付けるべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、ご指摘のような講習会の義務付けは、制度上できないこととなっています。	2
第7の1	「動物による事故の防止策に努めること」を「動物による事故の防止策を講ずること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	1
第7の2	「施設の立地及び整備の状況」を「その動物にとって十分な運動のできる広さがあるか」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第7の2	「動物が健康を損なわないように生態、習性等を理解した上で、給餌給水、衛生管理等の適切な飼養及び保管をすること」を追加すべきである。	ご指摘の点は、既に第3の1に盛り込まれていると考えています。	2
第7の3	「異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと」を「異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管しない。保管する施設を分ける等の考慮をすること」に修正すべきである。	動物の組合せによっては、同一施設内での飼養及び保管が可能な場合もあると考えています。	1
第7の3	「異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと」を「異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行い、争い防止、みだりな繁殖の防止につとめること」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第7の3	「動物の種類によっては、不妊・去勢手術の処置を行うこと」等の記述を追加すべきである。	ご指摘の点は、既に第3の4に盛り込まれていると考えています。	2
第7の4	「管理者は、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する指導の下に行われるよう努め」を「管理者は、動物の飼養及び保管が獣医師等十分な知識と経験を有する者の指導の下に行わなければならない」等に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	8
第7の4	「獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者」を「十分な知識と飼養経験を有する獣医師等」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第7の4	「管理者は特定の獣医師と常に連絡が取れるよう施設の見やすい位置にその名称及び連絡先を掲示すること」を追加すべきである。	管理の適正化を図るうえで、必ずしもご指摘の事項は必要なものではないと考えています。	2
第7の5	「閉館日においても餌、水、安全面の確保を行うよう1日1回の点検を行うこと」等具体的に記述すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第7の5	「管理者は、施設の閉館日においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること」を「管理者は、施設の閉館日においても、動物の飼養及び保管を適切に行わなければならない」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	5
第7の5	「管理者は、施設の閉館日においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること」を「管理者は、施設の閉館日においても、必ず清掃、給餌給水の世話をを行い動物の健康・衛生管理に努めること」等に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	10
第7の6	「みだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることのないよう、その予防のための措置を講ずるよう努めること」を「食物を置かれ、与えられ、又は動物が傷つけられ、苦しめられることのないよう、その防止のために措置を講じ点検するよう努めること」に修正すべきである。	同上	1
第7の6	「その予防のための措置を講ずるよう努めること」を「容易に外部から侵入出来ない構造や頑丈な囲い、鍵などの措置を講ずるよう努めること」に修正すべきである。	同上	2
第7の6	「その予防のための措置を講ずるよう努めること」を「その予防のための措置を講ずること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから等を踏まえた表現としているものです。	2

第9 準用

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	この項を削除すべきである。	家庭動物等に該当しない犬又はねこについての準用規定は必要であると考えています。	1

その他の意見

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	「子犬（もしくは子猫）の譲渡に当たり、金銭の授受が介在する場合には、素人であっても、動物取扱業に関する基準を遵守しなくてはならない。」等の記述を追加すべきである。	素人であるかにかかわらず、社会性をもって継続反復して犬・ねこの販売を行う場合は、動物取扱業の規制の対象となると考えています。	161
	「子犬（子猫）の譲渡に当たっては、動物取扱業者としての登録を受けた者を除き、営利を目的とする金銭授受を行ってはならない。譲渡を受ける者に対して金銭の支払いを求める場合には、その用途を明らかにした上、実費を超えない範囲で求めるものとする。また、経済的な利益を伴わない場合においても、動物取扱業者としての登録を受けていない者が、譲渡を受けた者がその子犬を販売目的に供するために、子犬を譲渡することを禁ずる。」の記述を追加すべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関する基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上できないこととなっています。	1
	ボランティアが視察に入ることを法制化するか、視察の結果飼い主の虐待が明らかな場合は何らかの罰則を規定すべきである。	同上	1
	適切な方法で飼養しておらず、再三の指導や勧告にも従わない悪質な所有者の場合、動物の所有権を失効する。当該動物は速やかに救出しなければならない。行政は新しい飼い主探しを実施しなければならない」等の記述を追加すべきである。	同上	1
	犬、ねこと並んで「ペットの小型豚の飼養及び保管に関する基準」、「爬虫類の飼養及び保管に関する基準」等が必要である。	犬ねこ以外の家庭動物に関する個別基準を設けるか否かについては、その飼養頭数や固有の留意事項の必要性にかんがみ、今後、必要に応じてその追加等について検討していく考えです。	2
	地域ねこについても、命を守られるべき存在として条文化すべきである。	地域ねこであるか否かにかかわらず、動物愛護管理法においては、ねこの虐待等が禁止されています。	1
	第11 不適切飼養の是正として「違反を確認した者は、環境省、警察に通報すること。通報を受けた機関は、動物愛護推進員などの協力を得て、調査し、適切な是正措置を行わなければならない」との記述を追加すべきである。	関係法令の違反や是正指導等は、関係者の協力を得ながら、それぞれの担当行政機関において適切に行われるものであることから、環境省等に対する通報をあえて規定する必要はないと考えています。	6